

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出禁止時間の変更及び 領事窓口の対応時間通常化について

令和3年1月24日
在ドミニカ共和国日本国大使館

・1月27日から2月8日まで、夜間外出禁止時間は、平日の夜間外出禁止時間が午後7時から午前5時まで（帰宅のための移動は午後10時まで可）となります。また、週末（1月30日、31日及び2月6日、7日）の外出禁止時間は午後5時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は午後8時まで可）となります。

・レストラン店内での飲食は収容人数の60%、1テーブルの着席人数6名を上限として営業が許可されます。

・新型コロナウイルスの感染防止策として実施されている夜間外出禁止令の外出禁止時間が変更されました。右変更に伴いまして、領事窓口の対応時間を通常の午前8時45分から午後1時、午後2時から午後5時30分までといたします。

今回の窓口対応時間の変更についてご不明な点等ございましたら、当館領事部までお問い合わせください。

なお、外出禁止の実施期間や時間が変更される可能性がありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認くださいませ。

○大統領府ホームページ

<https://presidencia.gob.do/decretos/37-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp